

令和 5 年度事業計画

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

公益社団法人宮城県バス協会

令和 2 年 1 月に国内で初めて感染者が確認されてから 3 年以上の長きにわたり猛威を振るい続けた新型コロナウイルスは、5 月 8 日に感染症法上の位置付けを 2 類相当から 5 類に移行することが決定し、「ウィズコロナ」に向けた制限緩和が本格化する状況となりました。

今後は、社会経済活動の活性化による落ち込んだ経済状況の回復に期待するところです。

バス業界にとりましても、訪日外国人を含めた人流の活性化による利用者の増加と経営環境の改善に期待するところですが、バス事業を取り巻く環境は、少子高齢化等による利用者の減少や運転者等の人材不足など多くの課題がより顕在化してきており、そこに世界情勢の不安定等による円安や燃料価格をはじめとした物価の高騰等が加わり、経営環境改善の大きなマイナス要因となっています。

このような状況の中、当協会といたしましては、バス業界が抱える諸課題に対応するとともに、広く社会に貢献するインフラとしての役割を担うバス業界の健全な発展に資するため、国や県等の関係機関や日本バス協会とも連携しながら、運送事業の根幹である輸送の安全・安心の確保をはじめ、輸送サービスの向上、環境保全対策、人材不足対策への対応など、社会情勢の変化に応じたバス事業振興のために、会員の皆様とともに下記事業を基本として積極的に取り組んでまいります。

記

1. バス事業関係諸制度

- (1) 交通政策基本法に基づき策定された第 2 次交通政策基本計画に基づき、バス事業者の意向と地方の実態にあった交通政策が推進されるとともに、国と地方自治体の支援が拡充されることに注視してまいります。

(2) 新型コロナウイルスの大きな影響により、経営環境の悪化しているバス事業の改善を図るため、事業の維持・活性化のための規制緩和や補助制度の充実、各種税制負担金の軽減措置などについて、日本バス協会と連携して国土交通省等に対し要望してまいります。

また、県などの地方公共団体に対して、バス業界の状況を随時発信するとともに地域の足として災害時にも強いバス事業が将来にわたって持続できるよう支援を働きかけてまいります。

2. 環境対策

(1) バス事業における地球温暖化やディーゼル車の排出ガスなどの環境問題に対応するため、「2050年カーボンニュートラル」などの国等の諸施策を推進するとともに乗合バスの利用促進、環境にやさしい次世代自動車の導入促進及びエコドライブ推進等を図ります。

(2) 利用者サービス向上のために作製するポリ袋等については、環境にやさしい素材に切り替えて環境保全対策に取り組めます。

3. 交通バリアフリー対策

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づきまとめられた基本方針における次期目標に基づき、ノンステップバスやリフト付バスの導入を促進するとともにバスベイ等インフラ整備におけるバリアフリー化についても関係機関に働きかけるなどして推進してまいります。

4. 安全輸送対策

(1) 軽井沢スキーバス事故を受けて実施された各種対策を徹底するとともに、より安全性の確保に積極的に取り組む「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の取得を推進し、昨年度示された「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づく事故削減目標の達成にむけて、行政及び関係者と連携しながら事故の削減を推進します。

(2) 春・秋の全国交通安全運動や年末年始輸送安全点検等に積極的に参加するとともに、「黄色い手帳運動」に協賛するなどあらゆる機会をとらえて交通事故防止の啓発に努めます。

(3) バス停留所における利用者の安全性確保対策については、バスを安全にご利用いただくために、行政機関や関係者と連携して対応します。

- (4) 運輸安全マネジメント及び防災マネジメントについて、会員事業者の確実な取組みを推進するため講習会の開催や受講補助を行います。
- (5) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう啓発活動に努めます。
- (6) 安全・安心確保のために義務化されたシートベルト着用について、着用啓発シートの活用などにより利用客に対し啓発に努めます。
- (7) バス事故の3割を占める車内事故防止に資するため、「車内事故防止キャンペーン」等の機会を捉え、バス停留所発進時における道交法ルールの周知や車内事故防止啓発動画を活用した広報、地方公共団体等に対する広報掲載の要請を行うなどして、利用客や一般ドライバー等に対する啓発活動を行います。
- (8) バスジャック、テロ対策等及び危機管理に万全を期すため、バスジャック統一マニュアル、テロ対策通達及び避難対策等など周知徹底して、対応の遵守を指導いたします。
- (9) 体内取得により有害性が疑われる危険な薬物、いわゆる「危険ドラッグ」の使用禁止について周知徹底を図ります。
- (10) 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用については、重大事故を引き起こす恐れが高いため、日本バス協会の「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規定のガイドライン」の周知徹底を図ります。
- (11) 運転者の健康起因による事故防止を図るため、睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査や脳健康診断受診を促進するために関係ガイドラインの周知や助成金の交付等を行います。

5. 走行環境及び輸送サービス

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム、バス専用レーンの拡充など公共交通機関支援事業等バス優先対策の拡充、幹線道路における違法駐車対策の強化について、関係行政機関に働きかけて実現に努めます。

(2) 仙台駅及び県庁市役所・泉区役所周辺において、バスの定時制が確保されるよう、渋滞緩和対策やバスの待機場の確保について、関係行政機関に働きかけて実現に努めます。

(3) 交通分野におけるD X (デジタルトランスフォーメーション) の活用については、利便性の向上だけではなく、事業者の生産性向上を図るものであることから、バス利用者の利便性を向上するためのM a a Sをはじめとしたバス事業に係るD X ・ I T技術の活用に関する情報提供に努めます。

6. 労務関係

(1) 労働条件の改善、適正な労務管理の実施のための協力活動と労使交渉に関する情報等の提供に努めます。

(2) 労務委員会を通じて年間総労働時間の短縮及び改善基準告示の一層の遵守・定着に努めるとともに、労働基準法及び労働安全衛生法の周知活動に努め、労働条件の整備に対応します。

(3) 見直しされた改善基準告示の令和6年4月施行に向けて、会員事業者が円滑に対応できるよう、労働局及び日本バス協会と連携し適切な情報提供に努めます。

(4) 運転者等人材不足に対して、外国人バス運転者の活用が検討されていますが、会員の要望が反映された制度の実現に向けて日本バス協会と連携して取り組むとともに迅速な情報提供に努めます。

7. 運輸事業振興助成交付金事業

(1) 運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った効率的運用及び適切な執行体制の強化を図り、安全運行対策事業推進のため、輸送の安全の確保事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害防止、地球温暖化防止その他の環境の保全に関する事業、バス事業の適性化に関する事業、バス事業者の共同利用に供する施設の設置または運営に関する事業、将来の施設整備事業等に充てるための基金の造成を実施します。

なお、別に定める運輸事業振興助成交付金事業計画内容に基づき、適切かつ効率的に推進します。

- (2) 日本バス協会の交付金事業であるバス輸送改善推進事業（バス利用者施設等整備事業、人と環境にやさしいバス普及事業及び地方路線・貸切バス助成事業等）の実施に際し、的確に所要の手続きを行います。

8. 広報活動

- (1) 当協会のホームページのリニューアルを始め、情報内容の拡充及び発信を逐次実施し、バス業界の取組み及び会員情報など広汎な情報提供を行います。
- (2) 今年はバス事業120年にあたり日本バス協会を中心に記念事業が実施されますが、当協会におきましても9月20日の「バスの日」にちなみ開催する「宮城バスまつり」などを通じて、バス利用促進キャンペーン等や諸行事のネットによる情報発信に努めるとともに、高齢化社会の到来や環境問題等に対してバスの有する多様な社会的意義を認識していただき、バスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうための広報活動を積極的に推進します。
- (3) 貸切バス事業者の安全性評価認定事業者の安全に対する取組み状況が、利用者や旅行会社に認識され貸切バス事業の発展に繋がるよう制度の周知に取り組みます。
- (4) 会員事業者一覧ポスター及び小学生バスの絵コンテスト入賞作品カレンダーを作成し関係機関等に配布するなどして会員事業者のPRに努めます。
- (5) 観光シーズンを迎える時期等適切な時期に情報誌や新聞広告等を活用して、バス利用の促進を図ります。
- (6) 「働きやすい職場認証制度」については、人材確保はもとよりバス業界のイメージアップに繋がる制度であることから、制度に関する周知及び認証の取得を推進します。

【運輸事業振興助成交付金事業計画内容】

1. 輸送の安全の確保事業

- ① 安全輸送全体会議
- ② 運行管理者一般講習
- ③ 運転者適性診断・適性診断活用講座・適齢診断
- ④ 交通安全啓発用広報資材等
- ⑤ 救急救命講習会
- ⑥ 健康に起因する事故防止助成（脳健診、SAS スクリーニング検査）
- ⑦ 貸切バス安全性評価認定制度助成
- ⑧ 大型二種免許取得養成助成
- ⑨ 安全運転センター中央研修助成

2. サービスの改善及び向上に関する事業

- ① バス停留所上屋修繕等
- ② バス停留所上屋設置
- ③ 仙台駅前バス乗り場案内マップ
- ④ 仙台駅周辺バス乗場サイン修正工事
- ⑤ 仙台駅前バス乗り場案内システム修正
- ⑥ デジタコ助成

3. 地球温暖化防止及び環境保全事業

- ① バス車両新車購入助成
- ② バス車両中古車購入助成

4. 将来の施設整備等における基金の造成

将来の施設整備事業費用